

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

入札者は1から11の個別事項ほか別記「一般競争入札（事前審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

平成28年4月22日

広島県広島水道事務所長 小 松 茂 生

企一般28第2号

1 発注内容等

(1) 工事名

広島水道用水供給事業

二期トンネル整備工事（矢野～二河工区）

(2) 工事場所

広島市安芸区矢野町～呉市二河峡町

(3) 発注方式

本件工事は、詳細設計と施工を一括して発注する詳細設計付施工方式の試行工事である。

(4) 工事概要

トンネル詳細設計 1式

工事延長 L=9,852m

TBM掘削工 L=9,783m

先進拡幅坑 L=54m

立坑工 1基 H=25m

(5) 工期（予定）

契約締結日の翌日から平成34年3月15日まで（約64か月）

(6) 予定価格

本件工事においては、技術提案に基づき必要な設計数量及び見積書の提出を求め、次のとおり予定価格の基となる設計金額を算出し、これに基づき予定価格を定める。

なお、予定価格は当該工事の契約締結後に公表する。

ア 予定価格の基となる請負対象設計金額は、詳細設計及び施工の合計額で設定する。

イ 予定価格の基となる請負対象設計金額は、採用見積書を標準単価や積算基準に置き換え算出する。ただし、申請者独自の固有のもので、標準単価や積算基準がないものについては、採用見積書の単価、歩掛を採用する。

(7) 落札者の決定方法

低入札価格調査制度対象

（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による）

総合評価落札方式適用（高度技術提案型）

（別記「総合評価落札方式に関する事項」による）

(8) 入札保証金

納付（公告 8 及び共通事項26「建設工事の入札保証について」による）

(9) 契約保証金

納付（共通事項25「契約保証金の納付について」による）

(10) 総価契約単価合意方式

本件工事は総価契約単価合意方式の対象工事である。

本件工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意するものとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「広島県企業局総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「広島県企業局総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」（広島県企業局ホームページ<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/111/nikiton.html>）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）とし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）にて行うものとする。

(11) 契約担当職員

広島県広島水道事務所長

2 入札参加資格等

本件は、特定建設工事共同企業体の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

特定建設工事共同企業体は次の要件を満たす3者で結成するものとし、代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。また、構成員の出資比率の最小限度は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中で最大とする。いずれの構成員も、本件工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

代表者は入札参加希望書の提出の際に、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。

(1) 代表者（構成員その1）

共通事項 4 (2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 平成27・28年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は土木一式工事

(イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審

査の総合評定値通知書等による。)の構成員全員の総額が68億円以上であること。

- (エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者である中電技術コンサルタント株式会社又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。
- (オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成13年4月1日から平成28年4月21日までの間に完成検査を受けている、TBMによるトンネル工事(公共工事等に限る。)の元請人又は特定共同企業体の構成員としての施工実績を有すること。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

- (ア) ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士等)で監理技術者の資格を有する者であること。
- (イ) イの要件を満たす工事、あるいはイの要件に掲げる期間で水道事業、工業用水道事業若しくは下水道事業のシールドによる岩盤のトンネル工事(公共工事等に限る。)において、元請人又は特定共同企業体の構成員として、監理技術者又は主任技術者等(現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。)としての経験を有すること。

エ 設計技術者・照査技術者に係る要件

次に掲げるいずれかの要件を満たす設計技術者及び照査技術者(以下「配置予定設計技術者」という。)を本件工事の詳細設計が終了するまでの間、各1人以上配置できること。

- (ア) 技術士法による技術士(建設部門)の資格を有する技術者
- (イ) R C C M(選択部門がトンネル)の資格を有する技術者

なお、配置予定設計技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

(2) 代表者以外の構成員(構成員その2)

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

- (ア) 平成27・28年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は土木一式工事
- (イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA
- (ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高(アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審

査の総合評定値通知書等による。)の構成員全員の総額が68億円以上であること。

(エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者である中電技術コンサルタント株式会社又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成13年4月1日から平成28年4月21日までの間に完成検査を受けている、TBMによるトンネル工事又は水道事業、工業用水道事業若しくは下水道事業のシールドによる岩盤のトンネル工事(公共工事等に限る。)の元請人又は特定共同企業体の構成員としての施工実績を有すること。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

(ア) ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士等)で監理技術者の資格を有する者であること。

(3) 代表者以外の構成員(構成員その3)

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 平成27・28年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は土木一式工事

(イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高((ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。)の構成員全員の総額が68億円以上であること。

(エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者である中電技術コンサルタント株式会社又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 配置予定技術者

次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

(ア) ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士等)で監理技術者の資格を有する者であること。

注 (1)～(3)共通

- ※ ア(イ)については、ア(ア)の業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ ア(ウ)はア(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- ※ ア(エ)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
 - ・ 当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する
 - ・ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- ※ 配置予定技術者の資格については、ア(ア)の業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ 元請施工実績及び配置予定技術者の経験が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ (1)エについては、その他、配置予定の設計技術者及び照査技術者について、別紙一般競争入札（事前審査型）公告共通事項の5(4)～(10)に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、「技術者の資格・工事経験調書」は、下記の「詳細設計業務の実施体制及び配置予定技術者」に読み替える。
- ※ 設計技術者及び照査技術者の配置が要件とされている工事であることに特に留意し、別添の「詳細設計業務の実施体制及び配置予定技術者（別記様式第4の2号）」を必ず提出するとともに、資格を確認できる書類の写しを添付すること。
- ※ 設計技術者は、上記(1)ウに掲げる監理技術者と兼ねることができる。
- ※ 照査技術者は、上記(1)ウに掲げる監理技術者、現場代理人、専門技術者又は設計技術者を兼ねることができない。
- ※ この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、平成26年9月25日付け告示第615号の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10-52 電話082-513-3821）

3 入札日程等

- (1) 落札者選定にあたっての主なスケジュールを以下に示す。

表 落札者選定スケジュール

時期	内容
平成28年4月22日	入札公告及び入札説明書の公表
平成28年4月22日～	設計図書の閲覧

平成 28 年 10 月 25 日	
平成 28 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 6 月 28 日	設計図書に対する質問書の提出期間
平成 28 年 5 月 17 日	入札参加希望書等の提出期限
平成 28 年 4 月 22 日～ 平成 28 年 10 月 25 日	設計図書に対する質問に対する回答の閲覧期間
平成 28 年 5 月 27 日	入札参加資格等の確認結果の通知
平成 28 年 7 月 1 日	技術提案書・見積書の提出期限
平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 28 年 8 月 19 日	技術対話
平成 28 年 9 月 13 日	再技術提案書・見積書の提出期間
平成 28 年 9 月 30 日	技術提案の採否に関する確認結果の通知
平成 28 年 10 月 26 日～ 平成 28 年 10 月 27 日	入札書及び内訳書の提出期間
平成 28 年 10 月 28 日	開札

(2) 入札説明書等の交付方法

ア この事業に係る次に掲げる資料は、平成 28 年 4 月 22 日（金）から、広島県のホームページの「広島県企業局」のサイトから入手することができる。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/111/nikiton.html>

(ア) 本件工事における入札説明書

(イ) " 落札者決定基準

(ウ) " 様式集

イ 本件工事に係る具体的な入札及び契約の事務は、上記資料に示したところに基づいて行われることになるので、入札参加希望者は、これらの内容を十分に確認すること。

(3) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成 28 年 4 月 22 日から平成 28 年 10 月 25 日までの休日（広島県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 閲覧場所

広島県広島水道事務所

（広島市安芸区畑賀町 2970 電話 082-827-1123）

(4) 設計図書の販売日

平成 28 年 4 月 22 日から平成 28 年 4 月 27 日

※ 指定店の所在地、休業日等は共通事項 3 に記載。

(5) 設計図書に係る質問

ア 受付日時

平成 28 年 4 月 22 日から平成 28 年 6 月 28 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 受付場所

(3)イに同じ

※ 郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は書面を持参により提出。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に(3)イへ電話にて連絡すること。

(6) (5)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成 28 年 4 月 22 日から平成 28 年 10 月 25 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 閲覧場所

(3)イに同じ

※ (5)の質問に対する回答書は、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(7) 総合評価に係る技術資料の提出

総合評価に係る技術資料の提出については別紙総合評価落札方式に関する事項（高度技術提案型）を参照してください。

(8) 入札

ア 入札方法

(ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者
代表者が電子入札システムを利用して入札。

(イ) (ア)以外の者

郵送又は持参により提出。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に(3)イへ電話にて連絡すること。

イ 入札日時

平成 28 年 10 月 26 日午前 9 時から平成 28 年 10 月 27 日午後 4 時 30 分まで（持参又は電子要領に規定する書面参加を行う場合は平成 28 年 10 月 26 日午後 4 時 30 分から平成 28 年 10 月 27 日午前 9 時までを除く。郵送等による入札は、平成 28 年 10 月 27 日午後 4 時 30 分までに広島県広島水道事務所 総務課に必着とする。）

ウ 提出場所

電子要領の規定により書面入札を行う場合は(3)イに同じ

(9) 開札

ア 開札日時

平成 28 年 10 月 28 日 午前 10 時

イ 開札場所

広島県広島水道事務所 総務課

4 入札参加希望書及び建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

- (1) 本件入札に参加を希望する特定共同企業体は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

ア 提出期間

平成28年4月22日から平成28年5月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 提出方法

- (ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出。

- (イ) (ア)以外の者

郵送又は持参により提出。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に3(3)イへ電話にて連絡すること。

ウ 持参の場合の提出場所

3(3)イに同じ

- (2) 特定共同企業体結成及び入札参加希望書等の様式は、広島県ホームページ（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）－「様式集」－「入札・資格関係様式」－「特定建設工事共同企業体取扱要綱関係」及び「一般競争入札（事前審査型）」からダウンロードできる。

5 設計業務成果等の閲覧等

資料の作成にあたり、以下により資料を閲覧することができる

- (1) 閲覧資料 2期トンネル整備に伴う設計業務 その2
(2) 閲覧日時 3(3)アに同じ
(3) 閲覧場所 3(3)イに同じ
(4) 設計業務成果等の電子データの貸与：資料の作成にあたり、上記(1)閲覧資料の電子データの貸与を受けることができる。

ア 貸与受付期間：平成28年10月25日までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時30分までとする。

イ 貸与方法：電子データの貸与を希望する者に対しては上記(1)閲覧資料の電子データを記録した記録媒体（CD-R等）をアの期間中、上記(3)において直接受け取るか、又は郵送により貸与するので、いずれの場合も事前に(3)に連絡すること。直接受け取る場合は様式1-1に記入のうえ、上記(3)に持参すること。郵送による場合は、返信用の封筒（簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼付）及び様式1-1を同封し、返信に係る時間などを考慮のうえ、上記(3)へ郵送すること。また閲覧資料電子データを記録した記録媒体到着後、速やかに様式1-2を上記(3)へ持参、郵送または託送により提出すること。なお、返信用の封筒に貼付ける切手の料金については、上記(3)に問い合わせること。

(5) 様式1-1及び様式1-2の注意事項を遵守すること。

6 入札参加資格の確認結果の通知

特定共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を平成28年5月27日までに代表者に通知する。

7 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2に記載のとおり、県が定める【様式2】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」、【様式3】「労務賃金」について記入し、【様式1】工事費内訳書（表紙）に入札者の住所、商号又は名称、工事名、工事場所を記入して提出すること。（郵送、持参、電子要領に規定する書面参加を行う場合は押印も行うこと。）

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

8 入札保証金

本件入札に参加を希望する者は、公告共通事項の26に従って入札保証金を納付し、次のとおり入札保証に関する提出書及び必要な添付書類を提出すること。

(1) 提出期間

入札参加資格の確認結果の通知日の翌日から平成28年10月27日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送等による場合は、(1)の期限までに必着することとする。

(3) 持参の場合の提出場所

3(3)イに同じ

(4) 保証期間等

銀行等の保証の場合の保証期間又は入札保証保険契約の場合の保険期間は、当該書類の提出日から平成28年12月5日までを含むものとする。

9 入札説明書

(1) 交付期間

平成28年4月22日から平成28年5月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 交付場所

3 (3)イに同じ

10 問合せ先

(1) 工事に関する問合せ先

広島県広島水道事務所建設課（広島市安芸区畑賀町2970 電話082-827-1124）

(2) 入札に関する問合せ先

広島県広島水道事務所総務課（広島市安芸区畑賀町2970 電話082-827-1123）

11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction work of The Second Period Tunnel for The Hiroshima Water Supply Project

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:30p.m., 17 May 2016

(3) Time-limit for the submission of tenders: 4:30p.m., 27 October 2016
(tenders submitted by mail: 4:30p.m., 27 October 2016)

(4) Contact point for tender documentation:

- Construction Division, Hiroshima Water Service Office, Hiroshima Prefectural Government

2970 Hataka-chou Aki-ku Hiroshima City 736-0089 Japan

TEL. 082-827-1124

- General Affairs Division, Hiroshima Water Service Office, Hiroshima Prefectural Government

2970 Hataka-chou Aki-ku Hiroshima City 736-0089 Japan

TEL. 082-827-1123